

第4章 高齢者がいきいき暮らせるまちづくり

1 地域で支え合うまちづくり

(1) 地域の見守り・支え合い体制の構築

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○豊岡市社会福祉協議会による地域福祉活動 ○高齢者見守りネットワーク事業 ○地域包括支援センター運営事業 ○ひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動奨励金
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ひきこもり高齢者等
事業概要	地域住民、関連団体、事業者等が連携し、高齢者と地域で見守り支え合う体制を構築しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

地域の住民同士のつながりが希薄になる中、高齢者のみの世帯が急激に増え、孤立死や老老介護等が大きな社会問題となっています。

高齢社会においては、地域におけるお互いの安否確認、孤立化・閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が重要な課題となっており、地域住民同士の連携、民生委員・児童委員を中心とした地域の関係機関相互の連携を進める必要があります。

2011年10月からは、地域、生活関連事業所、地域包括支援センター、豊岡市社会福祉協議会等と連携を図りながら、見守る人、見守られる人を特定せず日ごろから高齢者をさりげなく見守り、異変を察知したときには地域包括支援センター等に連絡し、必要なサービス提供へつなぐ高齢者見守りネットワークの構築を進めています。

2018年度からは、行政区によるひとり暮らし高齢者等への定期的な見守り活動（「ひとり暮らし高齢者等安心・見守り活動」）が開始されました。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 行政区、民生委員・児童委員等の関係機関が可能な限り情報を共有・交換し、地域、関係機関等が一体となって高齢者が安心して生活を送ることができるよう連携が必要です。
- (イ) ひとり暮らし高齢者等を定期的に見守ることにより、地域との日常的なつながりの強化や孤立防止が図られました。
- (ウ) 豊岡市社会福祉協議会が推進する住民の主体的な地域づくり及び総合相談・生活支援体制づくりと連動して取り組む必要があります。
- (エ) 高齢者見守りネットワークを推進するために、地域住民への継続的な周知が必要です。また、見守りを依頼する事業所等を増やし、異変を察知する「気づきの目」を増やしていく必要があります。
- (オ) 閉じこもりがちな高齢者等が、気軽に相談できるような連絡体制等の充実が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 行政区、民生委員・児童委員等と連携し、ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯及び介護の必要な高齢者に対して、緊急事態の発生時だけでなく、普段からの安否確認や閉じこもりを防ぐための声掛け等、高齢者と地域とのつながり強化や孤立防止に努めます。
- (イ) 住民同士が支え合う体制をつくり、地域やボランティア等による定期的な訪問や、地域交流の居場所づくりの活性化に基づく見守り活動等、住民同士の支え合い活動を推進します。
- (ウ) 日常業務の中でさりげなく見守り活動を行う協力事業所等を徐々に増やすことにより、高齢者見守りネットワークの充実に努めます。
- (エ) 住民同士の助け合い、支え合いでは解決できないような問題に対応するため、地域から地域包括支援センター等への相談、連絡、情報提供体制等の充実・強化に努めます。

(2) 社会福祉協議会活動

事業・取組の名称	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の主体的な地域づくりに向けた体制づくり（居場所・交流、見守り体制、生活支援体制等） ○総合的な相談・支援体制づくり（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター等） ○日常生活自立支援事業 ○共同募金活動 ○善意銀行による助成活動（緊急食支援事業等） ○ボランティア・市民活動支援 ○その他各福祉サービス
対象者	支援、サービスを必要とする高齢者、地域住民、ボランティア団体等
事業概要	豊岡市社会福祉協議会が行う、活動、事業等を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

豊岡市社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする地域福祉推進の中核団体です。

区長会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、福祉施設、女性団体、ボランティア団体、行政機関の代表者や学識経験者等により運営され、市民の協力のもと活動を進めている機関となります。

2017年度に策定した「豊岡市地域福祉計画」の基本理念である「一人ひとりがつながりともに創る安心な地域 豊岡」の実現に向けて地域福祉活動を展開しています。

地域福祉計画の「基本目標1：住民の主体的な地域づくり」に向けて、小地域（行政区、地区等）を単位として、住民の支え合い活動の体制づくり、地域のつながりづくり等に向けた交流拠点の整備、見守り活動の展開等を進め、地域課題を把握し解決に向け、地域住民や関係機関等で協議する場を推進しています。

また、「基本目標2：総合的な相談・支援体制づくり」に向けては、総合相談センター（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センターよりそい）を中心に、高齢者、障害者、生活困窮、制度の狭間にある生活困難者や複合的な課題のある世帯等の支援に向け、地域を基盤とした相談支援を地域住民、関係機関・団体等と連携・協働による取り組みを推進しています。なかでも、民間企業・団体等とは新たなネットワークの構築を図り、課題解決と新たな仕組みづくりを行いました。

その他、関係機関・団体等との協働のもと在宅福祉サービス事業、生活福祉資金貸付事業、善意銀行による助成活動、婚活活動、共同募金配分金による地域福祉活動の推進、ボランティア活動の支援・人材育成等、地域福祉の総合的な推進を行っています。

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 高齢者の自立生活を支えるために介護保険制度や障害者総合支援制度における在宅福祉サービスの安定した提供の推進はもとより、地域福祉推進の中核団体として支え合いの地域づくりの推進を目指し、地域の見守り体制の充実（福祉委員活動、支え合いマップづくり等）、ふれあいいきいきサロンの推進等を展開し、地域住民と地域の福

祉力を高めるとともに、地域の力で高齢者を支える仕組みをつくる必要があります。
(イ) 地域における福祉活動について、地域住民や関係機関・団体等と協働・連携しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりをさらに推進する必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域福祉活動の推進による地域での支え合いの体制づくりとともに、関係機関・団体等との連携・協働により高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを推進します。
- (イ) 地域における住民の支え合い活動の体制づくりについては一層の充実を図るため、さらに地域住民や関係機関・団体等と連携・協働しながら取り組みを行います。

(3) 民生委員・児童委員の活動

事業・取組の名称	○民生委員・児童委員による相談支援活動 ○救急医療情報キット配布事業 ○緊急通報システム事業 ○災害時要援護者登録事業
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、寝たきり高齢者等
事業概要	民生委員・児童委員活動を通じて、高齢者を地域で支えるまちづくりを推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な所で、地域住民の立場に立った相談、援助を行い、住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らせるように支援しています。

日ごろから支援を必要とする地域住民の生活状態を把握し、行政、その他の関係機関と連携を図ることで、生活課題の早期発見、早期対応を進めています。また、災害時要援護者登録制度に基づく登録の勧奨や平常時における見守り、災害時における情報伝達や避難支援、さらには、救急医療情報キットの普及や緊急通報システムの利用支援等を行っています。

支援が必要な地域住民に対しては、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、手続きの支援等、地域住民と福祉サービスをつなぐパイプの役割を担っています。

イ. 第7期計画の評価・課題

多様な生活課題に対応するためには、福祉事務所や豊岡市社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健・医療機関等の関係機関のほかに、ボランティアグループや区等の地域の各種団体とも連携した活動の展開が必要となってきています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 地域に密着した住民の見守り活動を展開します。
- (イ) 地域のネットワークに参加し、多職種と連携を強めた活動を実施します。
- (ウ) 多様な生活課題、地域課題へのよりの確な対応を可能にするため、民生委員・児童委員の研修の機会の充実を図るとともに、個々の事業に関する適切な情報提供等、個別援助活動を支援します。

(4) ボランティア・市民活動センターの活動

事業・取組の名称	ボランティア・市民活動センター運営事業（豊岡市社会福祉協議会）
対象者	ボランティアを必要とする高齢者、ボランティア関係者（個人、グループ）
事業概要	ボランティア活動の促進を図ることにより、地域で支え合うまちづくりを推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

豊岡市社会福祉協議会が運営している「ボランティア・市民活動センター（本所・支所）」は、地域福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への住民参加の促進を図るために、学習、体験、情報提供等の支援を行う市民の総合的な相談窓口です。

センターでは、様々なグループや個人のボランティアが登録され、食事サービスの調理や配食、朗読、点字、手話等の高齢者や障害者への支援のほか、子育てやまちづくり等、様々な分野における支援活動を展開しています。

ボランティア活動を始めたい方を対象とした各種の講座や体験教室の開催、ボランティアグループやNPO法人等による各種研修会の開催、機材の貸出しや各種助成金の情報提供および申請のサポート等、ボランティア活動についての様々な情報提供や相談を行っています。

ボランティアグループや市民団体、NPO法人のネットワーク化を図るなど、多様な支援活動を推進しています。

近年多発する災害に対応するために、災害支援ボランティア活動について重点的に取組み被災地への災害ボランティア派遣やボランティア団体の支援等を行っています。

表 ボランティアの登録状況

	2018年度	2019年度	2020年度
グループ数	160	158	
グループ加入者数（人）（A）	2,688	2,625	
個人登録者数（人）（B）	344	432	
合計（A）＋（B）	3,032	3,057	

資料：豊岡市社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 少子高齢化、地域とのつながりの希薄化等の社会状況の中、地域の福祉力の強化をするボランティア活動等の住民の自発的・自主的な活動が求められています。

(イ) 地域住民の支え合いによるまちづくりと連携した地域のネットワークづくりを進める必要があります。

(ウ) ボランティアグループは、高齢化による活動の休止や解散が見受けられます。

(エ) 近所同士の支え合い活動が取り組まれており、豊岡市社会福祉協議会においても、地域での支え合い活動の体制づくりを中心に近所同士のつながりづくりや地域活動

- の世話役になってもらえるような人材育成に取り組んでいます。
- (オ) 人材の発掘や育成を含め、更に積極的な普及啓発活動の推進が必要です。
 - (カ) 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等から、常時の地域福祉活動への展開や、新たなボランティア活動への展開が進んでいます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) ボランティア活動が他の事業にも影響し合い、より多くの住民が関心を持ち、参加してもらえる環境づくり及び活動継続の支援を行います。
- (イ) 研修等を通じて、人材の発掘や担い手の養成に努めます。
- (ウ) 災害ボランティア支援や地域における防災啓発活動等を充実することで、近年の多発する災害に備えた体制づくりを進め、常時の地域活動の向上に活かします。

(5) 学校教育などにおける福祉教育

事業・取組の名称	○地域コミュニティ組織の事業における福祉教育 ○児童・生徒のボランティア活動推進事業（豊岡市社会福祉協議会） ○子ども福祉委員活動（豊岡市社会福祉協議会）
対 象 者	児童・生徒、地域住民
事 業 概 要	学校教育や生涯学習の場において、福祉教育プログラムを取り入れるなど、福祉に関する教育の充実を図り、福祉活動への理解と知識や援助技術の普及を促進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

福祉教育では、地域で暮らす児童や生徒が、人にはさまざまな生活や生き方があることに気付き、福祉問題、福祉活動の意味や役割に関心を持ち、共生と平等に対する理解を深める中で思いやりの心を育てています。

生涯学習の場では、地域コミュニティ組織において福祉に関する各種教室やボランティア講座等により福祉活動への理解を広げるとともに、知識や援助技術の普及を図りました。

学校教育の場では、豊岡市社会福祉協議会の「児童・生徒のボランティア活動推進事業」により、体験教室や地域での交流による福祉教育プログラムが展開されています。

また、最近では地域課題にあわせた取組みも啓発・実施しており、なかでも認知症の理解について「認知症サポーター養成講座」等によって、小学校・中学校・高校と取組みを広げています。

イ. 第7期計画の評価・課題

福祉教育における多くの体験学習は、地域の人々の暮らしや生き方に直接関わるという点で社会的な意義が大きく、福祉と教育が連携、協働して初めて可能となる取組です。地域には様々な社会資源があり、区や老人クラブ、社会教育関係団体、ボランティアグループ、NPO法人等の関係機関が連携を図り、それぞれの事業計画の中に福祉教育のプログラムを織り込むなど一体的な取組が必要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 福祉教育における多くの体験学習は、継続して取り組みます。

(イ) 地域住民が体系的に福祉を学ぶことができる福祉教育プログラムを検討します。

(ウ) 今後も増加が予測される認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくため、認知症に対する福祉学習を推進します。

2 社会参加のまちづくり

(1) 老人クラブ

事業・取組の名称	老人クラブ活動促進事業
対象者	老人クラブ
事業概要	高齢者が保有する知識、経験等を生かした住みよい地域づくりを目標に、健康づくり、介護予防、地域の見守り、子育て支援等、さまざまな活動を通じて明るい長寿社会を目指し取り組んでいる老人クラブの支援を行っています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

老人クラブの組織強化のため、区長会を通じて老人クラブ未結成地区への働きかけを行った地域もありました。

単位老人クラブ数は、ここ数年増減を繰り返し、240クラブ程度で推移しています。小規模クラブ（会員数29名以下）は増加傾向にあります。

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、2020年度は8,917人となり、2017年度（9,650人）と比較すると約8%減少しました。

表 老人クラブの状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
単位クラブ数	団体	240	241	
会員数	人	9,282	9,195	
加入率	%	28.7	28.5	

※市老人クラブ連合会未加入クラブを含む（各年度4月1日現在）

※加入率（%）は、会員数を各年度の60歳以上人口で除したもの

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 老人クラブは、高齢者の社会参加や生きがいつくり、健康づくりにおいて重要な役割を果たしています。

また、児童・生徒の登下校の見守り、伝統文化の伝承など地域づくりに貢献しています。

(イ) 健康や介護予防に対する関心が高く、「玄さん元気教室」、グラウンドゴルフ等に取り組むクラブが多くなっています。

(ウ) 定年延長、雇用継続の影響で60代の新規加入者が少なくなってきました。

また、新規加入者が増加しないことにより、組織の世代交代ができず、役員の固定化が見られます。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 豊岡市老人クラブ連合会が行政区に対して実施する、休止クラブの再開およびクラブ未結成地区への結成に向けた取り組みを支援します。

- (イ) 老人クラブ活動について広く住民に周知、広報を行い、地域づくりにおける老人クラブの役割や理解を求めていきます。
- (ウ) 認知症や介護予防に関すること等、高齢者の関心の高い内容を老人クラブ活動に取り入れられるように情報提供や研修等の技術的な支援を行います。

(2) 高齢者大学・高齢者教室

但馬文教府みてやま学園・但馬高齢者生きがい創造学院

事業・取組の名称	○但馬文教府みてやま学園 ○但馬高齢者生きがい創造学院
対象者	高齢者
事業概要	○但馬文教府みてやま学園は、生涯学習の一環として高齢者に総合的、体系的な学習の機会を提供し、生きがいのある充実した生活基盤を確立するため、4年制の高齢者大学として設置され、2011年度から公益財団法人兵庫県生きがい創造協会が運営しています。基礎的知識を習得するための教養講座と「健康づくり」や「但馬の文化」、「但馬の自然・産業」、「麦わら細工」、「書道」、「パソコン」の6つの専門講座が開講されています。 ○但馬高齢者生きがい創造学院は、高齢者の創造活動を通じて、相互の友愛と連帯の輪を広げるとともに、生きがいづくりと健康増進に資することを目的に16講座が開講されています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

表 但馬文教府みてやま学園の講座の受講状況（2019年度）

講座・コース名	内容	受講者数 (人)	
教養講座	変貌する社会に対応する一般教養、特に地域の実践者として、必要な基礎的教養を培います。	175	
専門講座	健康づくり	さまざまなゲームやスポーツに親しみながら健康を保持する運動をしたり、高齢期の病気、食生活、医療や介護等について学びます。	74
	但馬の文化	但馬の歴史、文化、芸能、人物等について学びます。 (香住の三番叟、川下祭りと麒麟獅子、出石のお城まつり 等)	76
	但馬の自然・産業	但馬の自然やそれを生かした産業について学びます。 (但馬牛の歴史・特徴、但馬の杜氏と酒造り、但馬の漁業 等)	71
	麦わら細工	城崎に伝わる伝統工芸、麦わら細工の作品づくりを実践します。	33
	書道	書道の基本を学び、楷書・行書の作品づくりをします。	40
	パソコン	ワードで案内文やチラシ、年賀状等の作成について学びます。	56

※受講生は但馬各市町から175人、うち豊岡市からは145人

※専門講座は各自2コースを選択

表 但馬高齢者生きがい創造学院の教室の受講状況（2019年度）

講座名	受講者数（人）	講座名	受講者数（人）
陶芸	22	絵画	17
木彫	21	民謡	15
盆栽	9	パソコン	18
麦わら細工	31	囲碁	13
書道	58	写真	23
表具	10	編み物	19
俳句	13	カラオケ	15
短歌	9	合計	293

※受講生は但馬各市町・京丹後市から 293 人、うち豊岡市からは 274 人

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 高齢者の生きがいづくりや社会参加のために大きな役割を果たしています。
- (イ) 余暇の多様化や労働環境、経済環境の要因もあり、各講座・教室等の受講生は年々減少傾向にあり、新規受講生も減少しています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 受講生の増加を図るため、高齢者へ事業の周知について支援します。
- (イ) 但馬高齢者生きがい創造学院の移転に伴い、高齢者が多世代と交流できる機会の創出に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション

事業・取組の名称	スポーツクラブ 21 等
対 象 者	概ね 60 歳以上の高齢者
事 業 概 要	高齢者になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのためのさまざまな事業の実施や、スポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

ア. 第 7 期計画の取組状況・実績

高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるように、生涯にわたる健康づくりや体力づくりのためのさまざまな事業を実施しています。地域の住民なら誰でも参加できる、スポーツクラブ 21 に代表される総合型地域スポーツクラブの活動により、地域に根ざした生涯スポーツの推進を行い、スポーツ推進委員会によりニュースポーツの推進等を行っています。

イ. 第 7 期計画の評価・課題

- (ア) スポーツクラブ 21 や体育協会、スポーツ推進委員会等と、地域コミュニティ組織や老人クラブ等の団体とが連携することにより、体を動かす機会が増えています。
- (イ) 高齢者等のニーズや身体状況に配慮したニュースポーツやレクリエーションの普及を図る必要があります。

ウ. 第 8 期計画の取組の方向性

体育協会、スポーツ推進委員会、地域コミュニティ組織やスポーツクラブ 21 等との連携をさらに強化し、高齢になっても身近な地域で楽しく継続できるスポーツ・レクリエーションの普及を推進します。

(4) シルバー人材センター

事業・取組の名称	高齢者就業機会確保事業
対 象 者	高齢者
事 業 概 要	豊岡市シルバー人材センターは、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、講習会等の事業を行っています。また、兵庫県シルバー人材センター協会の一般労働者派遣事業、職業紹介を活用した就業機会の確保を推進しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市では、センターが安定して運営できるように財政支援を継続しています。

定年延長、雇用継続によりセンター入会時の年齢が高くなるとともに、会員の確保にも影響し、就業の依頼に応えられない状況が進んでいます。

表 労働者派遣事業（シルバー人材センター）の状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
契約件数	件	3,462	3,383	
契約金額	円	377,798,081	379,544,337	
就業延人員	人/日	75,065	74,355	
会員数	人	687	680	

イ. 第7計画の評価・課題

(ア) 安全で高齢者に適した業務等の就業機会の確保、ホームページ・会報等を利用した就業にかかる情報提供に努めました。

(イ) 市民を対象としたイベント・講習会を実施しセンターの周知に努めていますが、就業依頼数に応えられる会員数の確保が大きな課題です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

会員数の確保を図るため、民間企業等の退職者に対して勧誘活動を強力に推進するとともに、就労人材育成のための講習会の開催、会員の経験や知識を活かした就業機会の確保を支援します。

(6) サロン・カフェ

事業・取組の名称	サロン・カフェ
対象者	高齢者等
事業概要	行政区、地区内等で住民が主体となって、高齢者や地域の住民が気軽に集まり、お茶を飲みながらおしゃべり等をする集いの場が開催されています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

(ア) 行政区で実施される「ふれあいいきいきサロン」について、豊岡市社会福祉協議会が活動年数によって助成金を交付しています。

2018年度から、7年目以降の行政区サロン運営に対しても助成金が交付されたことで継続、再開するサロンが増えました。

(イ) 市が豊岡市社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター等により、サロンの立ち上げの働きかけや運営支援を行いました。

表 サロン・カフェ実施箇所数

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
豊岡地域	箇所	96 (8)	103 (8)	
城崎地域	箇所	14 (1)	18 (1)	
竹野地域	箇所	30 (2)	30 (3)	
日高地域	箇所	58 (4)	62 (4)	
出石地域	箇所	44 (5)	48 (5)	
但東地域	箇所	33 (3)	36 (3)	
市全体	箇所	275 (23)	297 (24)	

※各年度末現在（2020年度は 月末現在）

※（ ）内は、地域コミュニティ組織主催のサロン・カフェ（内数）です。

※ふれあいいきいきサロン事業助成金を受給していないサロン・カフェも含まれます。

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 助成金創設並びに生活支援コーディネーター等の取り組みにより、社会参加の一つであるサロン・カフェの集いの場は大幅に拡大しました。

(イ) サロン開催を楽しみにされている高齢者は多く、高齢者間あるいは高齢者と地域との交流の場となっています。また、交流の場に参加することで、社会参加・健康維持にもなっています。

(ウ) サロン活動は、定期的に行われるため、地域における見守り活動となっています。

(エ) 高齢化が進み、世話役等運営に携わる人材の確保が難しくなっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 生活支援コーディネーター等を通じて、各行政区・各コミュニティ組織における新規の開設支援や既存の集いの場の質的充実に努めます。

(イ) サロン・カフェが継続して運営されるよう研修・交流会等を通じて、担い手の育成

に努めます。
(ウ) 高齢者等の困りごとや心配ごとを相談できるような環境づくりに努めます。

3 高齢者が生活しやすいまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例による生活空間の整備

事業・取組の名称	福祉のまちづくり条例による生活空間の整備
対象者	高齢者や障害者を含むすべての県民
事業概要	兵庫県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、1992年10月に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、県、市、県民および事業者が一体となって、高齢者や障害者が安全で快適に生活できる環境整備を総合的に推進しています。本市では、施設の建築や改築時に整備基準による審査・指導等を行っています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

本市では「福祉のまちづくり条例」により一定の施設に対し、建築等の際の届出・通知を受理し審査・指導を行いました。過去の届出件数は下記のとおりです。

表 建築等の際の届出・通知件数

届出・通知の名称	単位	2018年度	2019年度	2020年度
小規模購買施設等建築等（変更）届	件	9	1	1
特定施設建築等（変更）届	件	0	2	0
公益的施設建築等通知書	件	1	0	0
共同住宅建築等通知書（届）	件	1	1	0

※各年3月31日現在（2020年度は9月30日現在）

※2012年7月1日から、特定施設については、整備基準の実効性を高めるため、バリアフリー法に基づき、建築基準法の建築確認制度と連動した審査・検査の仕組みを取り入れています。それにより従来、市に提出する届出・通知等の一部は免除されます。

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 日常生活や社会生活での物理的、心理的な障害や制度上の障壁等、高齢者等を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。
- (イ) 特定施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の環境改善等も併せて推進することが重要です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 県と連携し、高齢者等にやさしい住環境の知識の普及に努めます。
- (イ) 「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設、店舗、駅、公園等の特定施設の整備改善を促し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。

(2) バリアフリー仕様の公営住宅の整備

事業・取組の名称	バリアフリー仕様の公営住宅の整備
対 象 者	市営住宅の入居者
事 業 概 要	市営住宅の整備にあたり、豊岡市公営住宅等長寿命化計画（2019年3月改定）に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープの設置等、高齢者の身体機能の低下に配慮した整備に努めています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市営住宅の新築や大規模なバリアフリー改修工事の実施はありません。
浴槽を浅型の設備へ取替える工事を1団地で空家修繕等の際に実施しています。

表 バリアフリー仕様の公営住宅の整備の状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
バリアフリー仕様の 公営住宅の整備	戸	8	8	1

※各年3月31日現在（2020年度は9月30日現在）

イ. 第7期計画の評価・課題

2003年度頃から建替え等により整備した住宅の多くは、高齢者等に配慮し居室内の段差解消等が図られています。一方、一部住宅では住棟へのアプローチに段差があり、スロープ化等の対応が必要となっています。また、入居者については高齢化が進んでおり、エレベーターのない中層住宅の上層階に居住する高齢者等が下層階へ住み替えるなどの対応が必要となっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

既存の市営住宅について、豊岡市公営住宅等長寿命化計画に基づき、高齢者の身体機能低下に対応した構造および設備を備えた住宅への改修の検討を進めます。

エレベーターのない中層住宅で上層階に居住している高齢者等に、医師が認める身体機能の低下等がある場合、下層階への住み替え等に配慮します。

(3) 高齢者の虐待防止

事業・取組の名称	高齢者虐待対応
対象者	65歳以上の高齢者
事業概要	<p>○市では、高齢者の虐待に関する通報や相談の窓口を、地域包括支援センターおよび豊岡市福祉事務所（市振興局市民福祉課を含む。）に設けています。</p> <p>○高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、および養護者に対する支援を適切に実施するため、「高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、関係機関と連携して対応にあたっています。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

地域での見守り体制を整備し、高齢者虐待の未然防止および早期発見に努めました。相談、通報があった場合には、迅速な対応に努め必要な支援につながるようにしました。

被虐待者は女性の方が多く、虐待の種類では身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待が多く認められました。虐待をしていた養護者は、夫、息子、娘が多く、被虐待高齢者のうち、8割が要介護認定を受けており、その多くの高齢者に認知機能、身体機能の低下が見られました。

表 高齢者虐待の通報・相談の状況

	単位	前年度からの継続	通報	虐待認定	特養への措置	養護への措置	入院・入所	在宅サービス導入	その他	終結	対応継続
2018年度	件	9	19	13	2	1	4	10	5	7	15
2019年度	件	15	36	28	3	0	17	13	10	26	17
2020年度 (見込)	件										

表 虐待の種類別の通報・相談の状況（虐待認定したもの・重複あり）

	単位	身体的	心理的	世話放棄	性的	経済的
2018年度	件	10	6	4	0	0
2019年度	件	16	10	3	0	2
2020年度 (見込)	件					

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 居宅介護支援事業所のケアマネジャー、介護事業者、警察及び医療機関等の専門機関から通報がされるようになってきています。

(イ) 高齢者の生命又は身体に危険が生じるおそれがあり、特別養護老人ホーム等への緊急的な入所措置による養護者との分離が必要となる事案が増えています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 市広報、民生委員協議会、認知症サポーター養成講座等さまざまな媒体、機会を通じて、高齢者虐待のおそれのある気になる高齢者に気づいた時の対応・相談・通報先の周知を行います。

(イ) 家族介護者を対象とする家族介護教室、認知症カフェなどの家族介護者への支援事業を実施し、虐待の主な発生原因ととされる不適切な介護技術や知識の不足、介護疲れや介護ストレスの解消に努めます。

(ウ) 緊急的な分離措置が必要な場合、早期に対応できるよう努めます。

(エ) 虐待の根本的な解決に結びつけるため、被虐待者のみではなく、養護者への適切な支援にも努めます。

4 安全で快適な生活環境づくり

(1) 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）

①外出支援サービス助成事業

事業・取組の名称	外出支援サービス助成事業
対象者	公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者
事業概要	電車、バス、タクシー等の一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者等が、福祉車両により居宅と医療機関・福祉施設等との間を移送するサービスを利用した場合に、その料金の一部を助成しています。高齢者等およびその介護を行う者の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

- (ア) 登録者数は、ほぼ計画値通りとなっています。延利用回数は増加傾向にありますが、計画値を下回っています。
- (イ) 福祉有償運送事業者の確保に努め、2019年度に2事業者、2020年4月に1事業者の参入がありました。

表 外出支援サービス助成事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	1,089	1,071	1,089	1,062	1,089	
延利用回数	回	18,060	17,200	18,060	17,679	18,060	

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 人工透析患者、重度要介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、本事業は大きな役割を果たしています。
- (イ) 福祉有償運送事業者の参入により、利用が促進されました。
- (ウ) 登録者数・延利用回数は計画値を下回っていますが、人工透析患者の利用人数が増えているため、助成額は増加しています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 人工透析患者の利用人数が増えていることから、健康講座や保健師による訪問指導等を活用し、腎疾患の予防に努めます。
- (イ) 登録者数や延利用回数等の動向を注視しつつ、事業を継続して実施できるよう努めます。

表 外出支援サービス助成事業の計画値

	単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度
登録者数	人			
延利用回数	回			

②住宅改造費助成事業

事業・取組の名称	住宅改造費助成事業
対 象 者	<p>○住宅改造・一般型（高齢者の将来的な身体の衰えに備えた予防的な改造） 60歳以上の方が属する世帯の生計中心者 ※生計中心者の所得により、助成額を決定します。ただし、一定の所得（給与収入のみの者 給与収入金額800万円、給与収入以外の収入がある者 所得金額600万円）を超える世帯は助成対象外となります。</p> <p>○住宅改造・特別型（介護認定者や重度障害者等の身体状況に対応した改造） 次のいずれかに該当する方の属する世帯であって原則として介護保険制度または障害者制度の住宅改修費給付等と一体的に住宅改造を実施する者</p> <p>①介護保険制度による要支援または要介護認定を受けた方の属する世帯 ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～2級の方の属する世帯 ③療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」の方の属する世帯</p> <p>※生計中心者の所得により、助成額を決定します。ただし、一定の所得（給与収入のみの者 給与収入金額800万円、給与収入以外の収入がある者 所得金額600万円）を超える世帯は助成対象外となります。</p>
事業概要	<p>高齢者や障害者が、住み慣れた自宅で安心して生活できる住環境を整備するため、身体状況に応じた住宅改造や高齢者の将来的な身体の衰え等に備えた住宅改造をするにあたって、住宅改造費を助成します。</p>

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市ホームページや介護支援専門員連絡会等を通じ、事業の周知や啓発に努めています。
2016年度から住宅改造・特別型に加え、住宅改造・一般型も実施し、高齢者の将来的な身体の衰え等に備えた住宅改造に対し、住宅改造費を助成しています。

表 住宅改造費助成事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
特別型利用件数	件	13	13	13	7	13	
一般型利用件数	件	41	33	41	14	41	

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 住宅改造・特別型は、高齢者や障害者の自立した生活の維持や介護者負担の軽減に一定の役割を果たしています。
- (イ) 住宅改造・一般型は、短期的に効果の現れる性格の事業ありません。また、2018年度から年齢要件が60歳から65歳に引き上げられたことから、現時点でその効果について評価を行うことは困難です。
- (ウ) 制度内容や対象工事について、利用者や住宅改造業者には徐々に認知されてきているものの、十分ではありません。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) ケアマネジャーへの周知を行うとともに、市ホームページ等を活用し、利用者や住宅改造業者への周知を実施します。

表 住宅改造費助成事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
特別型利用件数	件			
一般型利用件数	件			

③緊急通報システム整備事業

事業・取組の名称	緊急通報システム整備事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯等で障害または病弱等な方
事業概要	ひとり暮らしの高齢者等が突然の体調不良、けが等で緊急に救急車を必要とする場合に使用する緊急通報装置の貸与をしています。緊急通報装置のボタンを押すことで消防署へ自動的に通報され、近隣協力者による安否確認または救急車の出動により速やかに緊急時の対応ができます。また、2015年度から緊急通報装置と連動した火災警報器を同時に貸与・設置し、火災警報器が火災を感知した場合自動的に消防署へ通報が入るシステムを導入しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

民生委員・児童委員の協力のもと、緊急通報装置、火災警報器の貸与・設置を行いました。

緊急通報装置の新規貸与・設置については、ほぼ計画通りとなりました。

表 緊急通報システム整備事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
貸与件数	件	480	482	480	477	480	

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) ひとり暮らしの高齢者等が安心して在宅生活を送るために、大きな役割を果たしています。

(イ) 緊急通報時に安否確認等の対応を依頼する近隣協力者の確保が困難な事例が増えてきています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) ひとり暮らし高齢者等の安心・安全の確保を図るため、引き続き、民生委員・児童委員、近隣協力者、消防署と連携していきます。

(イ) 出前講座等を活用し、近隣協力者の意義や役割について、周知・啓発を行います。

(ウ) より迅速に緊急時の対応ができるように、救急医療情報キットの活用を促します。

表 緊急通報システム整備事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
貸与件数	件			

④救急医療情報キット配布事業

事業・取組の名称	救急医療情報キット配布事業
対象者	65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみで構成される世帯等
事業概要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等へ、急病等の緊急時に迅速な救急活動につなげるために、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急時の連絡先」等救急時に必要な情報を保管する容器等（救急医療情報キット）を配布しています。配布情報については消防本部と共有し、救急隊の出動時に、より迅速な救急活動に活用されています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

市広報・市ホームページ等を利用して制度の周知に努めました。
 民生委員・児童委員に依頼し、事業の周知や申込の勧奨を行いました。
 民生委員・児童委員の協力を得て保管容器内の情報について、更新を行いました。
 配布キット数、配布者数ともに、計画値を下回っています。

表 救急医療情報キット配布事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
配布キット数	個	300	191	300	299	300	
配布者数	人	500	260	500	424	500	

※計画値・実績値は、新規配布分の数値です。

イ. 第7期計画の評価・課題

高齢者の日常生活における安心感の向上につながっています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

- (ア) 市広報・市ホームページ等を活用して、事業の趣旨等について周知・啓発します。
- (イ) 民生委員・児童委員を通じて、救急医療情報キットの普及に努めます。
- (ウ) 必要に応じて、緊急通報装置の設置を促します。

表 救急医療情報キット配布事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
配布キット数	個			
配布者数	人			

⑤訪問理美容サービス事業

事業・取組の名称	訪問理美容サービス事業
対象者	介護保険要介護2以上の方、療育手帳A判定の方および身体障害手帳の肢体障害1、2級の方で理美容店へ行くことが困難な方
事業概要	身体上または精神上的の障害等によって理美容院へ行くことが困難な高齢者が、自宅で散髪の手帳のサービスを受けられるように、理美容業者の出張に要する経費を助成しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

実利用者数と延利用回数は増加傾向にあり、計画値を上回って推移しています。

各理美容組合と連携し、本事業を利用できる理美容院の一覧を作成し、利用者が利用しやすいように改善を行いました。

表 訪問理美容サービス事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数	人	12	13	12	17	12	
延利用回数	回	28	25	28	33	28	

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 外出困難な高齢者の在宅生活を支援するために必要な事業です。

(イ) 利用者の地域が豊岡地域と日高地域に偏っているため、他の地域の利用促進を図る必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

本事業を利用できる理美容院が少ない地域について、各理美容組合と連携し、利用できる理美容店の確保に努めます。

表 訪問理美容サービス事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
実利用者数	人			
延利用回数	回			

⑥生きがい活動支援通所事業

事業・取組の名称	生きがい活動支援通所事業
対象者	概ね65歳以上の高齢者で、要介護等認定を受けていない方
事業概要	介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作の訓練、レクリエーション、健康チェック、生活指導、食事等のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および介護予防を図ることを目的に民間事業者等に委託して実施しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

受託事業者を対象に、市の保健師と但馬長寿の郷の理学療養士による、フレイル対策の体操等の研修を行いました。

支え合い通所介護事業の整備が整った地区の利用者には、支え合い通所介護事業に移行していただきました。

表 生きがい活動支援通所事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
登録者数	人	345	345	300	252	180	
延利用回数	回	4,356	3,860	3,759	2,988	1,932	

イ. 第7期計画の評価・課題

家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進や自立生活の助長、介護予防に一定の役割を果たしています。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア) 社会参加や介護予防につながるよう、効果的な事業実施に努めます。

(イ) 支え合い通所介護事業の整備が整った地区の利用者には、引き続き、支え合い通所介護事業への移行を進めます。

(ウ) 「玄さん元気教室」、「運動からだ元気塾」、「支え合い通所介護事業」等との介護予防事業と連携していきます。

表 生きがい活動支援通所事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
登録者数	人			
延利用回数	回			

⑦高齡者祝福事業

事業・取組の名称	高齡者祝福事業
対象者	最高齡者・最高齡夫婦および当該年中に満100歳を迎える方 (2018年度以前は満100歳以上の方)
事業概要	高齡者を敬愛し長寿を祝福するため、最高齡者、最高齡夫婦及び満100歳を迎える方(2018年度以前は満100歳以上の方)を祝福訪問し、記念品を贈呈しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

100歳以上の方は増加傾向にあります。

2019年4月から、対象者を「満100歳を迎える者」に改めた結果、対象者は減少しました。

表 高齡者祝福事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
100歳以上	人	105	84	110	49	115	

イ. 第7期計画の評価・課題

高齡者宅等を訪問することにより、直接、祝福の気持ちを伝えることができました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

高齡者を敬愛し長寿を祝福する事業であり、引き続き事業を継続します。

表 高齡者祝福事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
100歳到達者	人			

⑧要援護世帯雪下ろし援助事業

事業・取組の名称	要援護世帯雪下ろし援助事業
対 象 者	<p>市民税非課税世帯で、雪下ろしに他からの援助を受けられない次の世帯（「要援護世帯」といいます。）</p> <p>①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②重度障害者のみの世帯 ③母子世帯（18歳未満の子とで構成される世帯） ④上記①から③までの組み合わせの世帯（ただし、上記①、②の世帯に18歳未満の方がいても可）。</p>
事業概要	自力で屋根の除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者等が、業者に依頼して屋根の雪下しを行った場合に、その費用の一部を補助しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2018年度、2019年度は積雪が少なかったため、利用はありませんでした。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
補助件数	件	96	0	96	0	96	

イ. 第7期計画の評価・課題

積雪時の不安軽減と安全確保に一定の効果がありました。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

積雪時期の前及び豪雪時において利用者への情報発信に努めます。

表 要援護世帯雪下ろし援助事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
補助件数	件			

(3) 施設サービスおよび支援施設等

① 養護老人ホーム（老人保護措置事業）

事業・取組の名称	養護老人ホーム（老人保護措置事業）
対象者	概ね65歳以上の方で、環境上の理由および経済的理由（養護老人ホーム入所措置の基準）により、居宅において養護を受けることが困難な方
事業概要	心身の状況、経済的状況、家族の状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに措置しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

入所者より退所者が上回っているため、措置者数は減少傾向にあります。

居宅サービス等の提供による在宅生活継続の可能性や他施設への入所を検討した上で、入所措置を行いました。入所後においても、措置継続の必要性を検討して措置継続の判断を行いました。

表 養護老人ホームへの措置実績（在籍人数）

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
コスモス荘	人	40	40	
ことぶき苑	人	32	29	
その他施設	人	11	10	

※各年3月31日現在（2020年度は 月 日現在）

イ. 第7期計画の評価・課題

(ア) 在宅での生活が困難な高齢者が措置入所することで、安全な生活が確保されました。

(イ) 養護老人ホームへの措置入所の意味が、一般住民はもちろん介護・福祉関係者にも十分理解されていない現状があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

措置の意味を踏まえ、関係機関と連携を取りながら措置の必要性を調査・検討し、適切な入所措置に努めます。

④高齢者短期生活支援住居運営事業

事業・取組の名称	高齢者短期生活支援住居運営事業
対 象 者	60歳以上で災害や高齢者虐待等、突発的な事情により、生活環境を失った方（市民税所得割非課税世帯に限ります。）
事 業 概 要	生活環境を失った方に住居および生活支援を提供することにより、高齢者の生命を守り、健康的な生活が送れるように支援します。委託により施設の1室を確保しています。（利用定員：1人、利用期間：6カ月以内）。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

表 高齢者短期生活支援住居運営事業の実績

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
実利用者数	人	0	0	
延利用日数	日	0	0	

イ. 第7期計画の評価・課題

- (ア) 虐待により分離が必要な高齢者の緊急避難先として、一定の役割を果たしました。
- (イ) 虐待を受けている高齢者の多くは自立した居宅生活が送れていないため、本事業の利用では不十分なため利用が困難な場合が多いのが実情です。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

利用状況、利用者の状態像を踏まえ、事業のあり方について検討を行います。

⑤老人福祉センター管理運営事業

事業・取組の名称	老人福祉センター管理運営事業
対象者	高齢者
事業概要	地域の高齢者の健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに資するため、豊岡圏域と竹野圏域の2箇所に設置しています。両施設とも指定管理者により、管理、運営が行われています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

長寿園は、市老人クラブ連合会の事務局が置かれ、老人クラブ活動の拠点として、また高齢者のサークル活動（生け花、囲碁、書道等）の場として活用されています。

竹野老人福祉センターは、老人クラブ活動、気功、カラオケ等、高齢者のサークル活動の場として活用されています。

表 長寿園の利用状況

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		貸室	浴場	貸室	浴場	貸室	浴場
利用回数	回	975	147	1,010	146		
延利用人数	人	7,358	1,674	8,224	1,636		

表 竹野老人福祉センターの利用状況

	単位	2018年度	2019年度	2020年度(見込)
利用回数	回	603	575	
延利用人数	人	4,873	4,581	

イ. 第7期計画の評価・課題

高齢者の健康の増進・集いの場として活用され、高齢者福祉の増進に寄与する施設として役割を果たしています。

施設の利用団体等は固定化されており、新たな利用団体等の施設利用に向け、積極的に広報活動を行う必要があります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

(ア)「豊岡市公共施設再編計画」個別施設の方向性に基づいた利活用を進めます。

(イ) 更なる高齢者団体の活性化、施設の利用促進のために指定管理者と協力し、充実した取組・広報活動を行います。

⑥生活管理指導短期宿泊事業

事業・取組の名称	生活管理指導短期宿泊事業
対 象 者	社会適応が困難である高齢者のうち、施設に短期宿泊させて生活習慣等の指導及び体調調整を行う必要がある者
事 業 概 要	在宅生活が困難なひとり暮らしの高齢者等が、一時的に養護老人ホーム等に入所し、生活習慣等の指導等を受けることにより、日常生活の自立を図ることを支援しています。

ア. 第7期計画の取組状況・実績

2018年度はほぼ計画値どおりでした。2019年度は、長期化した利用者があり、延利用日数が例年になく多くなっています。

表 生活管理指導短期宿泊事業の実績

	単位	2018年度		2019年度		2020年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
延利用人数	人	10	10	10	13	10	
延利用日数	日	452	456	452	815	452	

イ. 第7期計画の評価・課題

虐待や困難ケースの対応のため、やむを得ず利用するケースが多く、利用が長期化する傾向にあります。

ウ. 第8期計画の取組の方向性

利用者の状態等を踏まえ、虐待や困難ケースにも柔軟に対応できる例規の整備を行います。

表 生活管理指導短期宿泊事業の計画値

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
延利用人数	人			
延利用日数	日			